

## 旧高七小跡地活用協議会（第2回）

1 日 時 平成21年3月12日（木） 18:30～20:30

2 場 所 高島平地域センター 第1洋室

3 出席者

(1)旧高七小跡地活用協議会委員（13人）

中村昭雄（大東文化大学法学部教授）、末廣喜八（町会連合会高島平支部長）、  
安齋明邦（高島平二丁目町会会長）、戸田敏之（高島平二丁目団地自治会会長）、  
高村義博（高島平三丁目自治会会長）、古谷茂（青少年健全育成高島平地区委員会会長）、  
橋本日出男（板橋区老人クラブ連合会第12支部支部長）、新貝茂則（高島平地区小地  
域ネットワーク代表）、草野辰夫（板橋区立高島第二小学校校長）、田中潤（旧板橋区  
立高島第七小学校卒業生）、政策企画課長、スポーツ振興課長、生きがい推進課長

(2)事務局等（5人）

政策企画担当係長、政策企画主査、高島平地域センター所長、高島平地域センター副所長、  
高齢者支援係長

(3)傍聴（5人）

4 内 容

(1)開会

(2)報告

(3)意見交換

(4)閉会

5 会議録

(1)開会

政策企画担当係長：定刻になりましたので、ただ今より第2回「旧高七小跡地活用協議会」  
を開催いたします。それでは先ず、事務局より一言ご挨拶申し上げます。

政策企画課長：皆さんこんばんは。本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとう  
ございます。それでは前回に引き続きまして、旧高七小跡地活用協議会の第2回目と  
なります。よろしく願いいたします。

では簡単ではございますが、この後は中村先生に進行をお願いいたします。

中村委員：皆さんこんばんは。本日はお忙しい中、第2回旧高七小跡地活用協議会にご出  
席いただきまして、ありがとうございます。本日も活発な意見交換をいたしまして、  
有意義な会になりますよう進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

政策企画担当係長：なお、本日は前回の協議会で承認をいただきました傍聴規程に基づき  
5名の方が入室しておりますので、傍聴を認めていただければと思います。

それでは、これから先の進行はコーディネーターの中村先生をお願いいたします。

(2)報告

中村委員：本日の議案は、『旧高島第七小学校跡地利用に関する区の基本方針（改訂案）』  
に掲げる各事業のほか、跡地に望まれる機能・跡地活用に関する提案について」とな  
っておりますけれども、この件の協議に入る前に、前回の宿題がいくつかございました。  
一つは、「旧高島第七小学校跡地利用に関する陳情」についての報告がございませ  
るので、先ずそこからお願いいたします。

政策企画課長：それでは、資料 1「旧高島第七小学校跡地利用に関する陳情について」をご覧ください。

#### 資料説明

中村委員：ただ今、前回の宿題であります「旧高島第七小学校跡地利用に関する陳情」について報告がありました。ご質問等がありましたら、お願いいたします。

末廣委員：高七小の体育館の補強問題については、どのような結果になったのでしょうか。

政策企画課長：先ほどの陳情の報告の 129 号第 3 項目にありますように、体育館につきましては意見付き採択されています。引き続き着工までの期間は地域開放の継続、さらには、跡地利用計画で体育館を存続させるときは、耐震補強および改修を施して校舎に入る施設の事業を展開するスペースとしても考えておりますので、事業に使っていない空き時間について、有償で地域の方を中心にお貸しできるかと考えています。

橋本委員：この意見付き採択の意見ですが、「工事着工までの間、点検を行い改修の必要なところや、安全性や管理体制に問題のあるところを除いて地域住民に開放するよう努力する。」とありますが、これはどんな形で進んでいくのですか。実際にいつ開放できるという計画は立っているのですか。

政策企画課長：今、基本的に地域開放教室 1 室を校舎内で使っていただいておりますし、校庭は現状のとおり使っております。校舎の開放する場所をどこまで広げるかというところでありましたが、音楽室や家庭科室などありますが、3 階で校舎の真ん中辺りに位置しており、そこまで広げていくと管理上難しいという問題があります。いろいろ検討した結果、もう一部屋くらいスペースを拡大するという方向で、今度の 4 月には保健室を開放する準備を進めているところでございます。

戸田委員：先日、高七小防災連絡会議があり、その中で体育館は避難所として第一に使うと説明を受けています。耐震化工事が終わらないと一番壊れやすい建物であると思えます。そのようなところを避難所として助かる住民を入れて、ここで一晩寝てくださいで大丈夫なのですか。耐震化工事については、まだ予定にないと聞いているのですが。

政策企画課長：避難所は、地震が起きた直後に校舎や体育館に入るのではなく、先ずオープンスペースに逃げていただき、地震が収まった後、実際に避難所生活をしなければいけないとなると、高七小に限らず、校舎や体育館の状況を点検した上で避難所が開設されます。もし、体育館が不幸にも地震に耐え切れなかったということになりますと、他のところで代わりに避難所生活を送れるスペースを確保しなければならないので、跡地利用を早く決めて耐震化を進めていきたいと思えます。避難所の数自体が全体で足りないことが想定されていますので、安全なところを確保して使っていくということになると思えます。

安齋委員：一時的に校舎が開放されて、使用できるのはどの部分なのですか。それから第一期、第二期と工事が入ってくると思いますが、今の話ではよく分からない。校舎の部分でいうならば、南側の何処そこを開放したいというようなことであれば理解しやすいが、いったい何処がどのように手が加えられるのか分からない。全然私たちには見えてこない。先の見える話を是非してほしい。色鉛筆やペンで印をつけるなどして、この部分が何になるなど言われれば、なるほどと具体的に分かると思うので、是非、そのような説明をお願いします。

中村委員：ただ今の安齋委員のご意見は次に掲げるテーマになるかと思っておりますので、先

ほどの報告についてご質問がなければ、引き続きまして前回の協議会でもご意見がありました各施設の割り振りにも係わってきますので、そちらの方に移りたいと思いますので、ご報告をお願いします。

政策企画課長：それでは、資料2「設置施設の概況について」をご覧ください。

#### 資料説明

中村委員：先ほどの安齋委員のご指摘にもありましたように、各施設どのようなことを考えているか。案のところもございます。そして校舎の図面もありますので、具体的に委員の皆様方のご意見が、例えばこういったところを増やしてほしいとか、これは空けなくていいとか、皆様のご意見がこれからも場所や面積を決める上で重要な意見になりますので、ご質問を含めてご意見をいただければと思います。

安齋委員：2階は全部を開放するというわけにはいかないと思いますので、一部分を。1階は、学校であったので昇降口を広くとっているわけですが、これから一般的に使うということであれば、ここまで大きな昇降口はいらないので、一部を会議室にできると思います。しかし、それも工事をしなければできないのであれば、今すぐ地元の皆さんの要求に応えるというわけにはいかないと思いますので、保健室、職員室、地域開放教室、特別支援学級だったところに少し手を加えれば、会議室などの地元の要求にある程度、短い時間の中でも使うことができるのではないかと思います。

政策企画課長：今回どの程度、地域開放を広げるかということで、陳情も意見付き採択されていますので検討した結果、少ないかもしれませんが保健室を開放することになっています。なお、定額給付金の関係で、各地区に窓口を設置しますが、高島平地区は地域センターや区民事務所ではなかなかスペース的に厳しいところがあるので、高七小の昇降口を使用することを考えているところです。その後、使用しなくなった昇降口についてどうするかというのは検討の余地があるかとは思いますが、まだ分かりません。できる限り範囲を広げていきたいとは思いますが、陳情の意見付き採択の意見にもあるとおり、経費が極力掛からないこと、安全管理上の問題がクリアできること、それらが担保されるとなると、おのずと開放できる範囲が決まってくるかとは思いますが。

新貝委員：60㎡くらいの2つの教室の壁を壊して一つにすることはできるのでしょうか。例えば、図工室など120㎡あるが、普通教室をつなげて120㎡くらいに統一すると、大は小を兼ねるではないが利用度がもっと広がるのではないかと思います。

政策企画課長：構造的に抜ける壁、抜けない壁があると思います。今日は建築の専門部署が来ていないので、はっきりしたことは言えませんが、使い勝手が良いようにしていかなければいけませんので、検討していきたいと思います。

中村委員：やはり、利用目的に応じてそれなりの面積ということがあろうかと思っておりますので、その際は今までのご指摘もあろうかとは思いますが。

戸田委員：健康福祉センターが先ず入るということでもいいのでしょうか。

政策企画課長：最初にどれを入れてということでは考えているわけではなく、工事は一斉に行って、多少前後はするかもしれませんが一緒に入れたいと思っています。

戸田委員：来年度、直ぐに健康福祉センターを移すということではなく、全体が決まってからということですね。

政策企画課長：一期、二期、三期と分けるわけではなく、同じ時期に整備するという事です。

戸田委員：政策企画課長としては、健康福祉センターがどこへ入ったらいいと思いますか。

政策企画課長：例えば、感染症が発生した場合などを考えたときに、なるべく遮断できる

ような構造のところへ持っていくのがいいかと思っています。棟で区切るのか、フロアで区切って管理するかだと思います。

高村委員：基本的には、今の施設を利用するのですか。高七小を全面的に改築することは考えていないですね。

政策企画課長：改築することは考えていません。建物の中をいじって使うが、建て増しや取り壊して新しくするというようなことは考えていません。

高村委員：中は、広げるのですか。

政策企画課長：抜ける壁は抜いたり、逆に、細かく区切って壁を設けるということも行えると思っています。

高村委員：健康福祉センター、シニア活動センター、フィットネス事業と3つの機能を階ごとに分けるのですか。

政策企画課長：階ごとなのか、北側や南側というように棟ごとに分けるのかということですが、例えば、フィットネスは運動をするので、上でドンドンすると下に響いてしまうため、上下階を使っての利用なのかとは思いますが、その辺りは皆さんのご意見を踏まえながらレイアウトを考えていきたいと思っています。

高村委員：21年度が設計ですか。

政策企画課長：21年度は検討で、22年度に設計、23年度が工事となります。

高村委員：そうすると、地域で暫定的に使えるのは21年度までですか。

政策企画課長：工事が始まるのが23年度からなので、21・22年度はご利用できるかと思っています。

草野委員：仮に、基本方針にあるような施設が設計されたときに、これまでの高七小の遺産といえますか、歴史的なものを、今は暫定的に校長室で保管されているようですが、例えばメモリアル室などとしていくような計画はあるのでしょうか。

政策企画課長：他にも区内で廃校になったところは、メモリアルルームとして学校があった当時をしのべるようなものを集めた部屋というのが、必ず設置されています。それほど大きなスペースは必要ないと思いますので、どこかに確保したいと思っていますし、仮に高七小の中で設置できない場合でも、統廃合先である高二小にということも考えられます。いずれにしても、学校があったことをしのべるようなものを確保していかなければなりませんし、施設整備後も学校があったということが分かるよう、佇まいをできるだけ残していきたいと思っています。緑の関係もそうですが、学校とともに成長してきた樹木など沢山ありますから、できる限り敷地の中に残していきたいと思っています。

中村委員：この協議会は、機能や場所、利用方法、施設についても地域の皆さん方の意見を行政側も真剣に取り込もうとしていると思いますので、忌憚のない意見をいただければと思います。

田中委員は高七小のご出身ですが、いかがですか。

田中委員：けっこう、いろいろなものが学校の中に飾られています。校庭などもそうですが、学校があったという証しみみたいなものは残して、造っていただけたらと思います。

古谷委員：前回も聞きましたが、駐車場の問題ですが、高七小の敷地内に駐車場を造るとなると当然に校庭の運動場がなくなるだろうと思います。図書館の前の緑地帯を駐車場として活用するわけにはいかないのでしょうか。そうすると校庭はそのまま今までどおり、新しい施設が入っても使えると思うのですが。

政策企画課長：付置義務で必要な台数は敷地の中に確保しなければなりません。先ほども

お話をしましたとおり、できる限り多くの人を呼び込んで活性化をということがありますから、付置義務以上のものが必要になってくる場合があるかと思えます。そういったところで全部敷地内となると大変なことになりますので、できるだけ敷地の中で使われていないスペースを活用することや、お話にあった図書館の前のところも使わせてもらえればいいのですが、あの土地については地元の皆さんの思いもあるように伺っています。区で高七小のために使いますよといったときに、皆さん、いいよと言ってくださる方ばかりかは分かりませんが、当然それも高七小の跡地利用と一緒に検討していかなければならない部分がありますので、その辺りは視野には入れていません。

中村委員：利用者は地域に限られていますか。それともかなり広範囲ですか。それによって車の利用台数が変わると思いますが。

政策企画課長：基本的には、地下鉄の駅が近いので公共交通を利用していただきたいというのが、環境の板橋のスタンスであります。そうは言っても車でという方もいらっしゃると思えます。

古谷委員：健康福祉センターが入ると救急車で搬送ということもあるのではないのでしょうか。普通は大体、病院へ行くとは思いますが。

政策企画課長：健康福祉センターで必要な台数はそれほどないかもしれませんが、できるだけ多くのお客さんをとると、地域外からということになってきます。特にシニア活動センター、フィットネス事業は車で来られる方がいるかと思えますが、車は全くダメだとすると足が遠のいてしまうと困りますので、その辺りのバランスというのは考え方だと思えます。

中村委員：一挙に車が増えると、交通事故の問題、環境の問題あるいは賑やかさなど非常にバランスが難しいかと思えますが、地域の皆さんのご意見を沢山おっしゃった方が周囲の住環境も絡んでくるので、行政だけではなく、皆さん方の意見とすり合わせるということが大事なのではないかと思います。

### (3)意見交換

中村委員：それでは、本日の議題に入りたいと思えます。閉校となった平成 19 年度以降、様々な要望が出されていると聞いていますので、その辺りのことについて報告をお願いします。

政策企画課長：それでは、資料 4「跡地活用に関する要望、提案等について」をご覧ください。

#### 資料説明

中村委員：ただ今、「跡地活用に関する要望、提案等について」報告がありました。ご質問、ご意見等お伺いしたいと思います。

中村委員：ちょっと確認をしたいのですが、時期的にいつぐらいから出てきた意見なのでしょう。

政策企画課長：廃校になったのが平成 19 年 4 月 1 日ですから、その後ぼつぼつと出てきて、特に一昨年の 12 月に最初の基本方針(案)をお示ししたときに、かなりご意見をいただきました。

中村委員：資料 4 で町会・自治会が 3 つ書かれているが、3 つの町会だけですか、それともいくつかの町会を併せてということですか。

政策企画課長：町会・自治会の 2 番目が先ほど申し上げたとおり、高島平支部に最初の基本方針(案)を説明にまいりましたときにいただいたご意見ですので、複数の町会・自

治会からとなります。

安齋委員：資料 4 を見させていただいて、膨大な施設でないとは全部の要望を入れることはできないと、小学校一つくらいでは到底無理という感想であります。当然、行政もどれを重要目的としてチェックしていくが必要になってきたのかと思います。それを私たちが線引きするとすると、ちょっと大変なことだという思いをしています。今日この中には専門の方もいないような気がしますので、専門的な考え方を持てる人たちの意見なども十分に聞いたなかで、私たちも知識をつけながらでないと素人だけの集団に問題提起されても、荷が重い気がしていますが、皆さんはどう思われますか。

古谷委員：それぞれの提案はもっともで、安齋委員がおっしゃったように全てをやろうと思ったら、この地域センターも含めた大きな土地の活用ということで考えていかないと、高七小だけの活用では、ほとんどこの要望は入れられないというのが現状だろうと思います。今、提案に入れていますシニア活動センター、フィットネス事業、健康福祉センターを中心として、あと地域の集会室を付加していただくということで、まとめたい方がいいと思います。

構想としては、地域センターなども含めて 20 年間くらいの耐用年数があるとのことで、20 年後には大きなものができれば 100%とは言いませんが、そこそこ入れることができるのではないかと思います。

高村委員：基本方針の 3 本柱がありますが、それ以外に要望を取り入れられるということはあるのですか。今の 3 本柱でもう無理なのか、その辺りのことを聞かせてほしい。

政策企画課長：先ほどの説明の中でも、区が考えている方向性と合っているようなものは取り入れられるかと思っています。基本的には、区が示した 3 本柱を中心に考えてみまして、どれくらいの規模、面積になるかということで、3 つの機能以外のものがどれだけ入るかとなってくると思います。ご要望をいただいている全てを満たすことは到底無理な話なので、3 本柱と機能的に連携するような関連性を持たせられるような機能を、このご意見をそのままではなく参考にしていただいて、皆さんの中から、こういったものが必要なのではないかとプラス としてご提案いただければ、それが可能かどうかという検討になるかと思っています。

高村委員：3 つの柱と町会・自治会が要望している自治会事務所や防災倉庫、集会室とは食い違うような気がします。

政策企画課長：地域にある集会所のようにするかどうかは別として、シニア活動センターになるのか別の施設になるかは分かりませんが、集会機能的なもの、コミュニティ機能的なものは当然取り入れられるとは思います。資料 4 の中の高齢者介護施設となると、特別養護老人ホームのような機能では他を断念するか、小学校の形のままで使えませんので全面解体ということになってきます。その辺りは規模と機能によってご要望の中で取り入れられるもの、あるいは、今の 3 つの柱ととても共存できないものは、自ずと分類されてくるとは思います。

新貝委員：要望・提案を見て、私は理想的には都市計画関係団体のお風呂中心のものが、裸の付き合いで非常にいいと思いますが、先ず私が感じるのは、20 年間という期間と費用も限られているということで、結局 3 本柱で、あえて言えば高七小のイメージは残してほしいので、あまりいじくらないでできれば一番いいのかなと思います。ですから 3 本柱プラス緑、グラウンドで先ほど駐車場のお話はありましたが、できればそのまま使えればいいのかなと思います。

草野委員：この 3 本柱となったときに、健康福祉センターは既存のプラス の広さになる

わけですから、残りは、フィットネスも温水プールからということなので、そこから考えると大体どれくらいのスペースが必要か割り出せて、残りのシニア活動センターがどれくらいのスペースを必要とするのか。それによって、最大限今の箱を活かすとなれば、スペースの割り振りというのは大体できてくるので、資料4の内容をどこまで活かせるかが見えてくると思うのですが。

中村委員：シニア活動センターの話はどれくらい進んでいるのでしょうか。最終的な結論は年度末ですか。

政策企画課長：3月30日に高七小の現地を見たいとのことで、高島平地域センターを会場にしてシニア活動センター構想策定協議会が行われます。

生きがい推進課長：ただし、そこで大きさが何㎡と出るところまでにはなりません。例えば、このような機能を入れたいということで、具体的な面積については構想策定協議会の中では難しいかなと思います。

中村委員：未確定部分が多そうですが、ワンフロアを使うのかツーフロアを使うのか、縦に使うのかは未定ですから、逆に残された部分というのなかなか使い勝手もわからないですが。

生きがい推進課長：その検討会の中で検討した機能は、概ね資料2のとおりになります。これが基本線になりますので、それに基づいて面積の想定はその後になりますが、たたき台という形では、ある程度は出せると思います。

中村委員：そちらをにらみつつという雰囲気だとは思いますが、第1回目の資料5に高七小の跡地利用の基本コンセプトがありますが、なぜこの小学校が廃校になったかは少子高齢化だということ踏まえつつ、この小学校をむしろそうではない方向にということで、多くの世代と一緒に交流できるように、そこで元気をつくろうとしているわけです。健康福祉センターやシニア活動センターは、やはり高齢化社会への対応ですし、コンセプトとしては小学校が廃校になる前提であった少子化、そして高島平地域が現在迎えている高齢化、そういったものに対してという基本コンセプトがある中で3つの柱が出てきているわけです。いわゆる雑居ビルになんでも入れてしまえということではないので、この高七小の今までの財産や価値を考えながら、跡地にどのような機能を入れたい、それについてはこういったものを入れてくださいと、いろいろな意見が出てきている状況かと思えます。全部入れると板橋区全体をエリアにしないといけないくらいのもになってしまうかと思えます。今、与えられたところはこの高七小をどう使うか、二眼レフの視点ということで、中長期的と超長期的の2つの考え方をもちながら、3つの基本コンセプトに基づいて利用していく。最後のページにイメージ図があります。面積等は分かりませんが、このようなものが入るのかと、その他にここに書いてないようなことを、是非この地域には、これが必要だといったものがありましたら、皆様のご意見ご要望をお寄せになった方がいいかと思えます。私の想像では、10年くらい前ですと行政がこうやりますと言ったかもしれませんが、今はそのような手法はどこもとっていません。地域の皆様のご意見を尊重しつつ、施設利用などは考える時代が変わりつつあり、その一つがこういった協議会になります。ガイドラインを示してくださいではなく、皆様方がガイドラインを作るようなご要望を挙げたほうがよろしいのではないのでしょうか。

田中委員：高島平温水プールを利用している人を、私の周りでは聞かないが、それを高七小へ移して集客が見込めるものなのではないでしょうか。西台や成増にフィットネスクラブが在ったりする状況なので、プールがベースになっているような施設が高七小に移って

きてもどうなのでしょう。

スポーツ振興課長：周りの方は行かれていないとのことでしたが、集客はあります。今回フィットネス部分だけに移す話は、今 200 m<sup>2</sup>くらいフィットネスルームがありますが、体育館の中では狭い方で、最近の健康ブームでプールに次いでフィットネスは集客力があります。設備をそろえて行うのであれば、集客はちゃんと見込めます。ただ移転をしますので、一部では遠くなる方などからはご意見が出るかもしれませんが、高七小の方が駅前で利便性が良いので、こちらの方が人は集まるかもしれません。

高村委員：自治会事務所を設置してほしいというのは、高島平三丁目自治会の要望です。三丁目の団地内には区の施設はなく、全て私有地で防災倉庫も住宅管理組合のところをお借りして設置して、自治会事務所も個人所有のものを月 13 万円支払って借りている実情です。今までは学校ということで設置できないということがあったと思いますので、是非この機会に、区の施設に自治会の事務所、防災倉庫を設置してもらいたいと要望を出しています。

政策企画課長：防災倉庫と集会室は検討の余地があるかもしれませんが、自治会の事務所を公共施設の中にとというのは基本的にありえないのですが。

高村委員：考え方を変わってもらわないと困ります。自治会はそれなりのことを行っているもので、事務所がなければ活動もできない。区もそういった活動のことを考えていただきたい。

政策企画課長：町会・自治会は任意の団体ですから、基本的には自治会事務所として公共施設を無償でお貸しするというは前例もなく、これからも難しいと思います。ご事情はよく分かりますが、区の中に町会・自治会は沢山ございますし、何らかの工夫をしていただいていますので、一つの団体だけに特例を作るとするのは難しいと思います。

戸田委員：行政のおっしゃることは分からなくはありませんが、今、区では自治力UPと言っていますので、そのようなことに対しても少しは助けになると思います。高島平二丁目団地の方は全部賃貸ですから、私たちはその中の空きスペースを借りて事務所にしてあります。分譲であるか賃貸であるかの差によって違いが出ているだけで、高島平三丁目団地は分譲のために使う場所がないわけです。確かに 13 万円というのは厳しいですね。私たちが借りているところは 8 万円くらいで済んでいますので、自治力UPを図る区としても考えてあげていただきたいと思います。

安齋委員：私の町会は小さいので、会長宅が兼事務所となってやっていますが、高島平三丁目団地自治会さんは集合住宅なので、その中で事務所を設けるとするのは無理な話であると思います。なんとか高島平三丁目団地自治会さんの要望についてはご理解していただくような方向で、一つの自治会ではなく高島平の要求として考えていただければありがたいと思います。

高村委員：特定の町会・自治会と考えずに、これは板橋区の町会・自治会に聞けば、同じようなことが沢山出てくると思います。

政策企画課長：逆に、多く出てきたときには区が全て対応するというのは難しいと思います。

高村委員：開放するべきではないかと私は思いますけれど。あまりにも区の方が知らん振りをしていると思います。区は町会・自治会にいろんなことをお願いしているわけで、そういうための事務所は当然必要になってくると思います。

安齋委員：「いたばし 1 実現プラン」の事業の一角に自治力UPがあるはずなので、その

ような面では例外と言っていいかわかりませんが、特別な用途の決まりがないようであるならば、例外として認めるということをしてノーとは言えない気がしているので、もう一度熟慮していただきたいと思います。

安齋委員：どのような住み分けをするのか何もないので、例えば、今度の健康福祉センターは今の 500 m<sup>2</sup>の倍にするのか 3 倍にするのかで教室の確保の仕方に違いが出てくると思います。1,000 m<sup>2</sup>くらいでとなれば、南側の 1 階部分で 1,000 m<sup>2</sup>近くある気がするので、先ずこれが一つ。次にシニア活動センターはどれくらいのスペースが必要なのかとなると、これは相当大きなスペースが必要なのではないかと私は思いますので、そうすると健康福祉センターの 1,000 m<sup>2</sup>の 2 倍以上必要になるとすると、南側の 2 階から 3 階までを使いフィットネスを 4 階にして、後の残された部分を地元から出されているいろいろな要求をその中で割り振っていく。大雑把ですが、割り振りをしないと先に進まないような気がしたので、あえて発言させていただきました。皆さんもご意見があれば言っていただければと思います。

中村委員：会議室の件については、政策企画課長もこの場で回答することは相当難しいと思いますが、とりあえず熟慮してくださいということですので、次回以降に熟慮の結果をご報告していただければと思います。

それでは、質疑応答はこれまでにしまして、残された時間は意見交換の時間にしたいと思います。すでに意見も出ているかとは思いますが、各委員のご意見をいただければと思います。

田中委員：駐車場の件ですが、高七小の入口は 2 か所ありますが、そこへ車で行くには図書館の前の一方通行を入れて図書館の前を通って入るパターンと、団地の前を通って突き当たりの方まで行って入るパターンの 2 か所です。今後も車を施設に入れた場合、先ほど言った裏から入るのは歩行者専用になっていると思いますので、車でとなると限られたところしか入っていく道がなく、且つ三丁目に住んでいる方が二丁目に行くときに使わないといけない。そうすると、高七小に人が集まったりした場合にかなりの車が行き来するようになるので、かなり危険なゾーンになると思うのですが、今後どのように考えていこうと思われているのでしょうか。

草野委員：地元の間人ではないですが、かつて高七小へ公務で出張するときに、高島通りと警察の前のけやき通りの交差点を渡るのが非常に嫌でした。高七小や高五小へ行こうとすると、高島平駅を降りてから 2 回交差点を渡らなければならないが、当時まだ若かったのに嫌だったことを考えると、高島平駅から近いということであるいろいろな施設を造ったときに、いずれにしても、あの交差点を渡らなければいけない。そうすると、かなり多くの人々の利用を期待するということになるのであれば、交差点のところの工夫が必要なのだと思います。

新貝委員：正面をどこにするのか、それによって施設の配置や人の流れも変わるのではないかと思いますので、玄関の位置などは考えてもらいたいと思います。

橋本委員：今は、午後から校庭は子どもの広場ということになっていますが、今後も同じように使用が続くのでしょうか。それと、シニア活動センターの規模と内容がどのようになるのが具体化すれば、早めに分かればと思います。

古谷委員：3 つの柱である健康福祉センター、シニア活動センター、フィットネス事業のスペースをどれくらい使うのか、地域にどれくらいのスペースを活用の場としていただけるのかが明らかになるとありがたいです。3 つの柱の面積を出していただいて、地域にある程度は残していただきたいと思います。

高村委員：区の内部で、健康福祉センターの所管組織や防災課があると思いますが、連絡協議会のようなものはあるのですか。先日、防災連絡会みたいなものをしたときに、内部的に調整できているのかと、ちょっと疑問になったのですが。

政策企画課長：基本的に関係各課を交えた庁内のプロジェクトチームを結成しておりますので、そこで意見交換や共通認識を持ってもらっているのである程度のことは把握しているはずなのですが。しかし、課長が参加していますので、職員レベルですと、まだ正確に検討状況まで把握していないかもしれません。もう少し段階を踏んでいけば、違う構成メンバーを増やすなど調整はさせていただきます。検討の段階に応じて考えていきたいと思います。

戸田委員：現状の校庭の広さの確保をどうしてもお願いしたい。先ほどから駐車場という話がありますが、駐車場を何台確保するとなると、それ以上の車が来ますから、逆に職員用というか実働部隊が使うだけの駐車場があれば十分ということにして、それ以外は公共交通機関を使ってくださいとした方がいいと思います。道路のことを考えると、あまり車が集まりすぎると危険度が増すし混雑するので、そのような方法も考えてほしいと思います。

安齋委員：健康福祉センターは解体してしまうと思いますが、解体する前に高七小へ来るとなると健康福祉センターが一番早く移ると思うのですが、高七小へは必要最小限の職員用の駐車場しか造らず、どうしてもそれ以上ということであれば、健康福祉センター跡地にという方向で考えていただきたいと思います。

末廣委員：シニア活動センターとフィットネス事業というのがどのような機能をするのが、私の頭の中ではっきりしないので、もう少し分かるようになれば、開けてくるような気がします。

中村委員：それでは、お答えできる部分について、政策企画課長よりお願いしたいと思います。

政策企画課長：確かに高七小へ行くのに限られた道路に車が集中してしまうと思いますので、仮に、自動車利用そのものを認めないというご意見もありましたが、そうできればいいのですが、そうできないことも視野に入れておかなければなりません。そのときにどうするのかということになりますが、例えば、現状の歩行者通路を車が通れるようにするのか、あるいは駐車場の位置を工夫するとか、交通の導線処理ということは当然やっていかなければならないので、もう少し先の段階なのかもしれませんが、皆さんとお話をしていかなければいけないと思っています。

自治力UPの関係は、政策企画課でやっていますので十分に分かってはおります。21年度は提言を受けて、町会・自治会の活性化などが見込まれていますので、当然検討していかなければいけません。次回に具体的なお答えを示すことは難しいと思います。先ほどお話にもありましたが、地域の皆さんがご利用できるスペースがどれくらいあるか、その中をどのように使っていただくかということで、今の時点でこれではダメという結論を出すことは時期尚々ですので、やれる範囲で対応していきたいと思っています。

駐車場の確保の問題も、校庭をできるだけ今の広さで残してほしいというご意見はよく分かっておりますので、法令で定められている部分は当然やらなければなりません。できる限り公共交通の利用促進と併せて駐車場の配置についても考えていきたいと思っています。

校庭を午後、お子さんが使っていることについてですが、工事が始まるまでは現状の

ままですので、お使いいただけると思います。実際に施設が入ったときには、先ほども申し上げましたように、基本的に校庭についてはフィットネス事業、健康福祉センター、シニア活動センターで使う考えもございりますが、空いている時間がかなりあると思いますので、そのときは今と同じようにお使いいただけるかと思えます。

玄関の正面をどちらにするかということは、導線問題も絡みますが、基本的には校庭に面している南側が正面になるかと思えますが、駅からは反対側にはなってしまうのでアクセスをどうするかということもありますので、北側からも入れるようにはしていかなければいけないとは思えます。

スポーツ振興課長：フィットネス事業のイメージが分からないということがありましたので簡単な例を申し上げますと、機械でランニングするとか、筋肉を鍛えるためにバーベルを持ち上げたり、スタジオみたいなガラス張りの部屋があればヨガなどをしたり、体育館ではバレーボールのような球技などをイメージしていただければと思えます。

生きがい推進課長：皆さんの意見の中でシニア活動センターがどのくらいの規模になるかということがありました。私どもの粗々の数字にはなると思いますが、大体の規模を出させていただきたいと思えますので、恐らく安齋委員がおっしゃったように2,000㎡は超える規模になるかと。今の段階では高齢者のいろいろな活動に資するようなメニューを取り入れてやっていきたいと思っており、できれば一元的に集めた施設を造りたいので、2,000㎡は超えてしまうかと思っています。それと区の外に、区と密接な関係にあるシルバー人材センターとアクティブシニア就業支援センターというのはまた別の団体ですが、そこからの要望もあります。例えば、今は区役所の近くにありますが、高島平に移転する場合には面積を増やしてほしいという要望もありますので、その辺りを踏まえまして、ある程度の規模を次回くらいに出させていただきたいと思えます。ただし、その面積をフィックスするわけにはいきませんので、どの程度かかるかという数字を出させていただきたいと思っています。

中村委員：それでは本日いただきましたご意見につきましては、事務局の方で整理していただきたいと思えます。それでは最後に、事務局から次回の協議会についてお願いします。

政策企画課長：今回は、年度が替わって21年度に入り4月になりますが、シニア活動センターの構想も3月30日には策定されていると思えます。議会への報告の兼ね合いもございりますが、区がお示ししました基本方針（改訂案）に掲げる各事業に関する提案について、ご協議いただければと思えます。

#### (4)閉会

中村委員：それでは、本日の協議会はこれにて終わりにしたいと思えます。長時間にわたりありがとうございました。

以上